

重点的取組

向こう5か年で特に本会として横断的な連携・協働を図り、重点的に取り組むこと
地域共生社会の実現に向け、多様な主体との連携・協働による地域生活課題の解決を図ります

重点的取組①▶コロナ禍で顕在化した支援を要する世帯に対する相談支援体制の強化を支援します

あらゆる生活課題を抱える世帯が経済的・社会的に自立した生活が送れるようになるためには、市町村域における個と地域の一体的支援が求められます。コロナ禍で顕在化した支援を要する世帯の支援に向けて、相談員の資質向上に取り組むとともに、専門職やNPO法人、民生委員児童委員等の関係機関・団体との連携協働を推進することにより、つながり続ける・つながり直すための相談支援体制の強化に取り組めます。

現 状

- ・新型コロナウイルス感染症特例貸付により生活困窮世帯が顕在化した。
 - ・フリーランス、若年・中年層、外国籍、ひとり親世帯等との新たなつながりができた。
 - ・生活福祉資金借受世帯の実態や支援ニーズの把握が十分にできていない（特例貸付において簡略化した事務手続きであったため）。
 - ・相談対応を通じて「気になる」「支援が必要ではないか」と思われる世帯は、家計管理や就労、債務、食料等の面における生活課題が多く見受けられた。
 - ・生活困窮にかかる相談世帯の多くが複合課題を抱えているものの、継続的な支援を受ける意思がない世帯も多く、また、課題解決に必要な社会資源の不十分さや地域差がある。
 - ・上記に対応できる人材の育成や実施体制の構築が必要である。
- 【参考：第7次ほっとプラン 活動方針2 推進目標（2）】
「地域を基盤とした総合相談・生活支援体制の整備・促進」総評より抜粋
- ・コロナ禍において生活困窮世帯等の多様で複合的な課題が顕在化してきており、市町村圏域での包括的支援体制の整備に向けては、国の重層的支援体制整備事業への取組促進が今後の県域課題。
 - ・その中核となる市町村社協の総合相談・生活支援体制の拡充に向けて、局内連携をさらに強化するなかで、各種の後方支援策を検討し、取り組む必要がある。

目指すべき状態・姿

- ・支援を要する世帯を抽出し、支援につなげている。
（特例貸付借受世帯のスクリーニング実施）
- ・市町村域において、地域の状況に応じた総合的な相談支援体制が確立されている。
（市町村社協における包括的な相談支援体制の見える化）

必要な視点

- ・個と地域の一体的支援の理解促進と各市町村社協における展開
市町村域（市町村社協）が支援を要する世帯とつながり続ける取組の必要性を理解する。
- ・市町村社協へのアウトリーチ（寄り添い・オーダーメイド支援）
各社協や地域の状況に応じた取組が求められるため、県社協が出向き共に考えることにより、具体的な実践につなげる（要支援世帯のスクリーニング、部門間の連携のあり方、関係機関との協働の仕組みづくり等）。
- ・既存の取組の活用と発展
これまで取り組んできている事業・活動、ネットワークの内容や方法を見直し効果を高めていく。
- ・市町村社協の組織力強化
支援を要する世帯等の地域生活課題解決に向け、地域の状況に応じた具体的な取組の検討や新たな支援やネットワークが展開されることを支援する。

SDGs(持続的な開発目標)との関係性

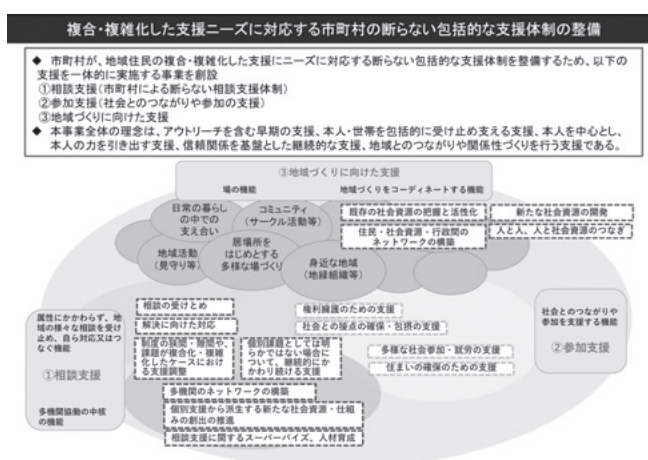
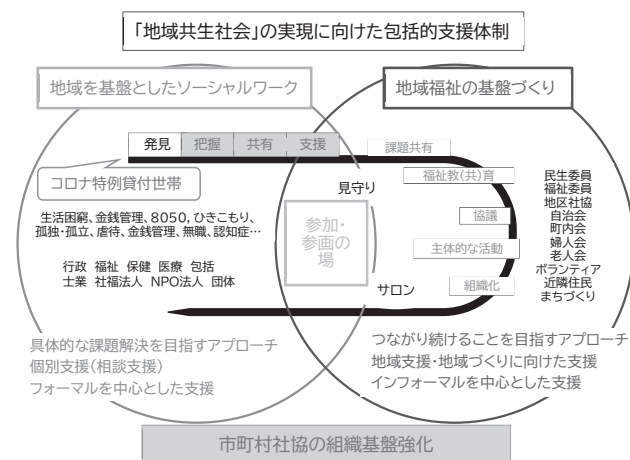


※ SDGs(持続的な開発目標:Sustainable Development Goals)エス・ディー・ジーズとの関連性について

SDGsは2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓って取組を進めることとしています。
このSDGsの目標達成に向けた取組は、ビジネスチャンスの獲得や企業価値向上につながる可能性があり、民間企業を含めた様々な団体が、SDGsに熱い視線を注いでいます。そのため、そうした活動主体との連携を期待して、第8次経営・活動計画においては、重点的取組と関連するSDGsの目標を明示しています。

主な事業	管理番号	R5	R6	R7	R8	R9
■相談員の資質向上・育成 生活困窮者本人や家族との信頼関係を構築し、ニーズを的確に把握したうえで、本人自身が課題解決に当たることができるよう相談員の資質向上を図ります。						
・地域福祉実践研修(共通編・基礎編)の開催	1-2-4-8	○	○	○	○	○
・生活福祉資金担当者研修会の開催	2-2-2-4	○	○	○	○	○
■関係機関との連携・協働 複雑化・複合化する事案への相談援助の成果の質を高めていくために、住民を含めさまざまな人や組織、関係機関との連携・協働に向けた支援を行います。						
・生活困窮者自立支援 関係機関研修会の開催	2-2-1-1 2-2-2-1	○	○	○	○	○
・市町村社協・生活困窮者自立支援機関等連絡会議の開催	2-2-1-2 2-2-2-2			○	○	○
■市町村社協相談体制整備 必要な相談支援を行うための体制強化とともに、把握した地域生活課題へ社協内の個別支援部門と地域福祉推進部門が連携し支援が展開できるよう、局内連携体制の構築を推進します。						
・市町村社協地域福祉推進委員会の開催	1-2-1-1 1-2-2-1	○	○	○	○	○
・貸付を通じた相談支援体制強化推進事業の実施	2-2-1-3 2-2-2-3	○	○	○	○	○
	* 新規					

第8次計画重点的取組①「コロナ禍で顕在化した支援を要する世帯に対する相談支援体制の強化を支援します」



参考文献：岩間伸之・原田正樹「地域福祉援助をつかむ」2021、有斐閣

厚生労働省 社会・援護局 説明資料